

安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の改定案に対する意見(パブリックコメント及び市町村からの意見)と対応等

(1)パブリックコメント

No	章	頁	行	意見(修正案)	意見(修正)の理由	県の対応と考え方
1	全体			「安心」とは、一人一人の自覚の確信から得られるもの。「安全」とは一人一人が自覚して自ら守る時に意識するもの。県職員の情報共有による県民への正確な情報提供が常に大事である。	—	ご意見のとおり、県組織の情報共有は重要であり、本基本計画改定案の第4章「推進体制」では、「2 県組織としての連携体制」及び「3 緊急時の体制等の整備」として「全庁的な危機管理体制の推進」について追記したところ。 また、(県民への)安全で安心に関する情報を適時適切に、分かりやすく提供することを、第2章「基本方針」の「基本的視点(基本理念)」において追記しましたが、ご意見を踏まえ、「正確な(情報を～)」と修正しました。

(2)市町村からの意見

No	章	頁	行	意見(修正案)	意見(修正)の理由	県の対応と考え方
1	目次	一枚目	5	単体で取り扱う場合は「取組」は「取り組み」が適切ではないか。以下全ページに関して。	新聞表記と統一することで、県民が読みやすく、わかりやすい計画にするため。	平成22年の常用漢字の改定を受けた公用文用字用語例集等を参考に、条例本文や他の計画等とも整合性を取り、「取組」、「及び」、「又は」、「様々」として記載(統一)しました。
2	目次	一枚目	31	「及び」と「および」が混在 「及び」は「および」とするほうが適切ではないか。以下全ページに関して。	新聞表記と統一することで、県民が読みやすく、わかりやすい計画にするため。	
3	目次	二枚目	4	「又は」と「または」が混在 「又は」は「または」とするほうが適切ではないか。以下全ページに関して。	新聞表記と統一することで、県民が読みやすく、わかりやすい計画にするため。	
4	1	1	17	「様々」は「さまざま」とするほうが適切ではないか。以下全ページに関して。	新聞表記と統一することで、県民が読みやすく、わかりやすい計画にするため。	

No	章	頁	行	意見(修正案)	意見(修正)の理由	県の対応と考え方
5	3	11	4 ~ 6	<p>(具体的な修正案ではなく、提案として)</p> <p>福島第1原発事故を経験し、国内唯一の原発事故被災県となった本県において、福島第1原発の廃炉作業はまだ数十年を要する見込みであり、第2原発の廃炉への方向性も定まっておらず、二度目の原発事故が発生しない保証はなく、県民等しく大きな不安を抱えていると推測される。</p> <p>原発事故に際して米国並びに米軍は、80kmを避難ラインに設定していた。</p> <p>そこから考えるに、二度目の原発事故への不安が払しょくしきれない現状において、本県では、80kmを避難ラインに設定し、県と各市町村が調整し、広域的かつ具体的な避難計画を策定すべきではないか。</p> <p>そうした姿勢に立って、県外への避難も含めた計画の記述が必要と考える。</p>	原発事故への不安払しょくのため	<p>県では、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故における避難指示の範囲を考慮し、県地域防災計画(原子力災害対策編)において、概ね30km圏内を含む市町村の全域を原子力災害対策を重点的に実施する区域(原子力重点区域)として設定し、避難計画を策定しました。</p> <p>また、原子力重点区域の外においても、放射性物質の放出等の状況を踏まえて必要により避難等の防護措置を実施することとしています。</p> <p>なお、原子力防災に関することは、第3章の「2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進」の「(3)原子力防災対策の推進」(P.24)に記載しています。</p>
6	3	18	4	「市町村や国等と共同して、」→「市町村や国等と協力して、」	訓練の合同開催等、詳細が明らかにされておらず、市町村としては、共同で実施するか否かの判断ができないことから、「協力」程度の表現に留めるべきと考えます。	ご意見を受け、「連携、協力」に修正しました。
7	3	19	7	「市町村において要配慮者の避難能力を判断するための情報を収集し、」 →「市町村において要配慮者に関する現状の把握に努め、」	要配慮者に関し、個々の避難能力判断の情報収集などは行わないことから、「現状の把握に努め」程度の表現に留めるべきと考えます。	ご意見のとおり修正しました。

No	章	頁	行	意見(修正案)	意見(修正)の理由	県の対応と考え方
8	3	20	20	(土砂災害警戒区域指定率に係るH32年(度)目標値) 「50%以上」→「100%(又はそれに近い割合に増加)」	H26年8月に発生した広島県土砂災害にて多くの死傷者が発生したことなどから、H26年11月に「土砂災害防止法」が改正されたことを受け、国土交通省がH27年4月に、「土砂災害防止法に基づく基礎調査を平成31年度末までに完了させる」という目標を設定しました。 それに基づき福島県でも基礎調査をH31年度、土砂災害防止法に係る区域指定をH32年度までに全箇所行うという目標を設定したと伺っており、基礎調査及び法指定については実際に年々スピードアップしているところかと思えます。 については設定されている目標値は、土砂災害防止法改正前に設定されたものであると思われることから、法改正後の目標値に改める必要があると考えます。	本指標は、「ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン」の目標値と整合を図っているため、本プランの改定に合わせて見直しを検討します。 なお、住民の安全・安心に繋がる警戒避難体制の整備促進のためには、すみやかな区域指定が必須であるため、目標値以上の達成に向けて努力しています。
9	3	20	22	(被災宅地危険度判定士の人数に係るH32年(度)目標値) 「700人以上」→「H27年度751人」より多い数	被災建築物応急危険度判定士については、現況値(H27年度1,832人)を上回る目標設定をしていることから、被災宅地危険度判定士についても、現況値(H27年度751人)を上回る目標設定をすべきものと考えます。	本指標は、「ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン」の目標値と整合を図っているため、本プランの改定と合わせ、現登録者数等を踏まえた見直しを検討していきます。
10	3	26	25	「サイバー空間」に注釈が必要ではないか。(例:コンピュータやネットワークの中に広がるデータ領域を、多数の利用者が自由に情報を流したり情報を得たりすることが出来る仮想的な空間のことを指す。「サイバースペース」ともいう。)	県民がわかりやすい表現とするため。	ご意見を参考に、注釈を追加しました。
11	3	27	11	「ツイッター」⇒「ツイッター等のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」	特定業者のアプリケーションの宣伝に繋がらないか。	現在、情報発信媒体として利用しているのが「ツイッター」のみであることから、本表記としており、原案のとおりとします。

No	章	頁	行	意見(修正案)	意見(修正)の理由	県の対応と考え方
12	3	26		「現状と課題」に「都市部の繁華街に風俗店等の客引きが出没し、県民や県外からの来訪者に不安を与え、迷惑をかけており問題となっている」旨の追加	郡山市、福島市、いわき市が客引き防止条例を制定し対策を図っているが、県との連携が必要であるため。	執拗な客引き行為は、業種に関係なく、福島県迷惑行為等防止条例で規制しており、それ以外の問題は、各自治体特有の事情となるため、独自に条例を制定して規制している状況にあります。したがって、基本計画は原案のとおりとなりますが、それらの地域性を踏まえながら各取組について検討していきます。
13	3	29	9「都市部の繁華街に、風俗店等の客引きが出没し問題と ~ になっていることから、県警察は、市町村、地域商工団体等と 10 連携して対策を図る必要があります」等追加	〃		
14	3	29	28「市町村、地域商工団体等と連携し、市町村条例による取締 ~ りの実施や客引き排除活動の実施、県迷惑行為等防止条 29 例の見直しの検討等の各種対策を推進します」等追加	〃		
15	3	30	28	「ぱちんこ」⇒「パチンコ」	県民がわかりやすい表現とするため。	カタカナ表記の「パチンコ」は通称であり、法律(風営法)上は、ひらがな表記の「ぱちんこ」となっていることから、警察では「ぱちんこ」表記で統一しています。
16	3	41	4	「努力」⇒「取り組み」	県民が親しみやすい表現とするため。	ご意見を参考に、「取組」に修正しました。
17	3	41、 42		「高齢運転者に対するの免許証返納の案内及び返納した方 に対する支援の充実」等の追加	国においても「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」を設置するなど、対策が急務な課題への対応を県としても記載したほうが良いのではないかと。	高齢運転者の交通事故を防止するための対策は、安全で安心な県づくりのための喫緊の課題ですので、ご意見を受け、基本計画に以下のとおり追記します。 「申請による運転免許の取消(自主返納)制度や、自主返納をした方への支援事業等について積極的に広報するとともに、高齢者が公共交通機関等を利用しやすい環境の整備について関係機関へ働きかけていきます。」
18	3	41	22	(2)「交通安全に関する教育及び広報啓発」の「現状と課題」のひとつとして、高齢者のありえない交通事故が多発している状況のなかで、高齢者が自家用車以外の移動手段を選択できるよう、公共交通機関の利用促進に向けた周知・広報活動が必要であると感じます。	全国的に高齢者の交通事故等が多発している状況の中で、公共交通機関利用のための周知が今後より重要と思われるため。	

No	章	頁	行	意見(修正案)	意見(修正)の理由	県の対応と考え方
19	3	51	27	動物用医薬品等の適正使用→食品としての畜水産物の安全性の確保や動物の健康を守るため	指摘部分の文言だけでは「食品の安全確保」との関連が結びつきにくいので、説明を加えた方が分かりやすい表現となると考える。	ご指摘の部分についてより分かりやすい表現となるよう、基本計画を「～農業等の適正使用に関する助言指導など、安全な農林水産物の生産に向けた安全管理の～」と修正します。
20	3	61	13	除去→除染	国の輸送実施計画の用語と合わせるため。	放射性物質汚染対処特措法の定義を引用し、「除染に伴い発生した除去土壌等」と表記していることから、原案のとおりとします。
21	3	61	14	搬出→搬入	施設へ国が輸送し搬入するため。	主体は「仮置場等に保管されている除染に伴い発生した除去土壌等」であるため、原案のとおりとします。
22	3	62	15	必要な除染→必要な除染と除染土壌等の搬出	H29年度以降は搬出が主となるため。	広義的な意味で「必要な除染」の意味の中には、除去土壌等の適正管理や搬出等の内容も含むため、原案のとおりとします。
23	3	63	25	各年度→末	各年度において100%は目指しておらず、H28年度末まで目指しているため。	ご意見のとおり修正しました。